

# 仕 様 書

## 1 業務名

札幌市精神保健福祉センターレイアウト変更業務

## 2 適用範囲

本仕様書は、精神保健福祉センター内の会議室を事務室として新設するためのレイアウト変更作業、また、それらに付随する作業を適用する。

## 3 履行場所

札幌市精神保健福祉センター 会議室  
(札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 4 階)

## 4 履行期間

契約締結日から令和 4 年 2 月 28 日 (月) まで

## 5 作業時間

本業務の作業日は、土日祝日を基本とする。また、現時点においては、令和 4 年 2 月 11 日から 13 日を想定している。詳細な日程については、本市担当職員及び各業者と綿密な打ち合わせをした上で決定すること。また、業務実施行程表を作成し、了承を得て施行にあたること。

## 6 提出書類

契約締結後、次表に定める書類を本市に提出すること。

ただし、作業別に必要な提出書類に関しても、別途本仕様書にて定めるのでこれらも提出すること。

番号	書類名	部数	提出期限
1	作業工程表 (レイアウト作業詳細 30 分単位)	2 部	契約締結日から 1 週間以内
2	注意事項等レイアウト手順書	2 部	契約締結日から 1 週間以内
3	移転先レイアウト完成図面 (電気・電話・LAN 配線経路図)	2 部	業務完了後速やかに提出
4	業務完了届	1 部	業務完了後速やかに提出

## 7 業務内容

本市担当者の監督のもと、下記業務内容 (仕様) 項目に従い、レイアウト変更業務を行う。

### (1) 配線プランの説明

添付のレイアウト図面を元に電気・電話・LAN 全ての配線について、本市担当職員及び各業者と十分な調整を行うほか、市民の利便性や事務作業の効率化等を十分に考慮し、また安全性や適正な配置及び配線 (電源、O A 配置、通信機器配置、床

加重耐性、セキュリティ、判り易さ)についても配慮した上で、効果的なレイアウト配線プランを作成し担当者へ説明すること。

(2) 既存壁の撤去及び補修

添付のレイアウト図面のとおり、会議室、事務室の間仕切りを撤去すること。また、間仕切り撤去部分の床及び天井及び壁の補修を行うこと。

(3) 既存カーペットの剥がし撤去作業

既存のカーペットとカーペット下地材の剥がし作業、清掃作業を行うこと。その上で、床に不陸が見られる場合は、必要に応じてモルタル等により下地補修を行うこと。なお、撤去後のカーペット他残材引取りも行うこと。

(4) OAフロアの敷設

(3)により既存カーペットと下地材を撤去した上で、フリーアクセスフロアの敷設を行うこと。ドア周りや暖房機器周辺のスロープ及び框の設置箇所及び形状については、安全性に配慮し、担当職員の確認了承のもと施工すること。敷設部材はカイテック クワッドフィックス 600 または同等品とする。また、OAフロア化に伴いカーペットの敷設、巾木の敷設を本市と打ち合わせの上行うこと。

【同等条件】

- ・ 600mm 角のウッドコアスチール製置き式タイプの OA フロアであること。
- ・ 耐荷重 500 kg/m<sup>2</sup>以上
- ・ 高さ 50~300mm で調整可能で、H45mm 以上の配線スペースが確保されること。
- ・ エコマーク認定製品であること。

※ 同等品で見積参加を希望する場合は、事前に担当職員に同等品の確認を行うこと。

(5) 什器備品等の移動

事前打ち合わせの上、添付のレイアウト図面をもとに受託者が(1)で作成したナンバリング図に沿って什器・備品を配置し、書庫等に於いては倒壊しないように連結するなどの耐震施工を行うこと。

本業務に係る作業により、建物を著しく傷つけてしまった場合は速やかに受託者の責にて復旧すること。

(6) 電気工事及び配線工事 (LAN 配線等を含む)

本市と協議の上で添付のレイアウト図面に基づき、必要な配線業務 (撤去・敷設・調整) を決められた期間及び時間内に行うものとする。来客や職員の往来に支障をきたさないよう設置すること。移転先の電気容量を事前に確認し移動する内容に相応分の分電盤増設をすること。計画を事前に担当者と打ち合わせの上行うこと。LAN 配線及び、OA ユニット・延長ケーブルは受託者が調達すること。

(7) 電話工事及び配線作業

本市と十分な調整を行った上で、添付のレイアウト図面に基づき、本市が指定する保守業者と十分な調整を行った上で札幌市で別途準備した端末の移動及び内線番号・端末の設定・交換機の設定を行うこととする。変更箇所に応じた配線移設、端末の内外線接続確認まで行うこととする。

端末の台数は 10 台程度とする。回線種別を事前に確認し、間違いのないよう配線を行うこと。

(8) 壁撤去作業

本市と十分な調整を行った上で、添付のレイアウト図面に基づき、壁抜き作業を行うこと。作業に至っては音出しする作業について等、事前に作業日程について打ち合わせすること。

作業内容としては、既存壁の撤去、壁面内の電気の移設作業、撤去後の天井壁の補修作業を含む。

(9) 不要物品、不要部材の撤去

レイアウト変更作業の際に発生した残材及び、レイアウト変更にて不要となる部材・備品等（壁に設置されているホワイトボードや絵画等）については、本市からの指示に従い、法令に基づき引取処理を行うこと。

(10) 業者間調整及び、工程表の作成

業務の性質上、複数業者が立ち入りする為、時間管理及び施工手順の打ち合わせを受託者が行い、速やかに作業工程表を作成し、本市へ説明すること。

(11) 移転先レイアウト完成図面の作成

業務完了後の各配線完成図（移転先レイアウト完成図面）を作成すること。

添付のレイアウト図面をもとに記載方法は問わないが、手書きによるものは不可とする。

## 8 札幌市環境マネジメントシステムへの協力

札幌市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。特に環境法令等は必ず遵守すること。

## 9 札幌市個人情報保護条例

受託業者は業務を遂行する際に個人情報の取り扱いについて、札幌市個人情報保護法令の規定を準用し、適正に取り扱うものとする。

## 10 その他

(1) 本業務を円滑に進めるため、入札前に、担当者と打ち合わせのうえ作業現場等の事前調査を十分に行い、適正な作業計画を検討のうえ見積を行うこと。

(2) 本業務については、作業内容が多岐に渡るため、履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに工程管理等を正確に行い、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。

(3) 履行にあたっては、安全衛生管理、作業場所の養生、整理整頓及び清掃を徹底すること。

(4) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障、破損、事故等は受注者の責任において処理すること。

(5) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本レイアウト変更及び改修に付帯する作業については、履行しなければならない。

(6) 本仕様書に定めない事項については、担当者の指示に従うこと。

(7) 業務完了届提出後の検査実施日から1年以内に本業務履行不備による不具合が生じた場合は、受注者の負担で対応すること。

## 11 問い合わせ先

保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課精神保健・医療福祉係  
担当：森  
電話 011-211-2936